

令和8年度 つるおか住宅活性化ネットワーク鶴岡産材普及促進事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 つるおか住宅活性化ネットワーク（以下、本会という）は、鶴岡産木材の活用や市内建築産業の活性化、移住世帯、新婚世帯及び子育て世帯の支援を図るため、地域固有の資源を活用したつるおか住宅の新築工事を行う者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) つるおか住宅 鶴岡産木材を使用し、市内業者が設計及び施工する住宅をいう。
- (2) 移住世帯 当該事業年度の4月1日から起算して過去5年以内に市外から転入した世帯または実績報告書提出までに市外から転入する世帯をいう。
- (3) 新婚世帯 当該事業年度の4月1日から起算して過去5年以内に世帯主が婚姻した世帯または実績報告書提出までに世帯主が婚姻する世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 平成20年4月2日以後に出生した子がいる世帯をいう。
- (5) 鶴岡産木材 「やまがたの木」認証制度の認定業者により鶴岡産木材として出荷証明された木材及び合板等をいう。
- (6) 中心市街地 鶴岡市の都市機能誘導区域の中心市街地拠点（鶴岡駅から鶴岡公園周辺）の約150haの区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 市内に自ら居住するつるおか住宅を新築する者
- (2) 鶴岡産木材を延べ床面積1㎡につき0.1m³を乗じた数量の80%以上使う者
- (3) 本会の指定する市内業者により設計及び施工を行う者
- (4) 施工現場に本会が支給するロゴマーク入りの養生幕を掲出できる者
- (5) 2日間以上の完成見学会を実施する者
- (6) 「つるおか住宅の本」及び本会ホームページへの掲載を承認する者
- (7) 令和8年3月1日以降に確認済証の交付を受けている者
- (8) 申請日時点において、工事に着手し、かつ、建て方完了前の物件の建築主である者

(9) 本会が別に定める期限までに実績報告書を提出できる者

(10) 当該住宅の着工後、建て方完了後、完成時の計3回以上SNS等で情報を発信できる者（ただし、SNS等を利用できる環境が無い者は、代わりに設計者又は施工者を通じて情報を発信すること。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住宅1戸につき、次の各号に掲げる額とする。

(1) 一般枠 20万円

(2) 移住・新婚・子育て枠（移住世帯、新婚世帯、及び子育て世帯のいずれかに該当する場合） 25万円

(3) 中心市街地枠（中心市街地内に新築するつるおか住宅、かつ、移住世帯、新婚世帯、及び、子育て世帯のいずれかに該当する場合） 50万円

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）、補助金交付申請書添付書類（様式2）及び次の各号に掲げる書類を添付して本会会長（以下、会長という）に提出するものとする。

(1) 設計委託契約書及び建設工事請負契約書の写し

(2) 工事見積内訳書の写し

(3) 住宅の位置図、配置図、平面図

(4) 確認済証及び確認申請書第三面・第四面の写し

(5) 世帯要件が確認できる住民票謄本又は戸籍謄本の写し等

(6) 工事場所の現況写真

(7) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 補助金の交付決定については、次の各号に定めるところによる。

(1) 会長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査により、内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(2) 会長は、補助金の額が予算の上限に達した場合は、補助金の額を減額して交付の決定をすることができる。

(3) 会長は、補助金の交付を決定した場合は、速やかにその決定の内容を補助金の交付の申請者に補助金交付決定通知書（様式3）により通知するものとする。

（補助事業等の変更の届出）

第7条 補助事業等に変更が生じた場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 補助事業を行う者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業変更（中止）届（様式4）により会長に届け出なければならない。

ア 事業内容の変更により該当する補助金の額が変更になる場合

イ 補助事業を中止する場合

(2) 会長は、前項の規定により届出があった場合において、当該補助事業者に係る補助金等の交付の決定内容を変更することができる。

（実績報告）

第8条 補助事業を行う者は、補助事業が完了した場合は、補助金実績報告書（様式5）及び補助金実績報告書添付書類（様式6及び様式7）に必要書類を添えて会長に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定及び支払い）

第9条 会長は、補助事業の完了の報告を受けた場合は、報告書の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金等交付額確定通知書（様式8）により通知するとともに、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助対象事業の設計者と施工者の制限）

第10条 設計者及び施工者が受注できる補助対象者はそれぞれ3人までとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から施行する。